

平成 22 年 11 月 9 日

説 明 資 料

「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について
(平成 16 年分以前の「保険年金」に係る所得税の還付)

「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について

1. 過去5年以内の所得税課税分への対応

(1) 最高裁判決を踏まえ、相続等により取得された「保険年金」の所得金額の全額に所得税を課税していたこれまでの取扱いを、課税部分と非課税部分に振り分けて課税するよう、法令解釈を変更(10月20日 所得税法施行令の改正)。

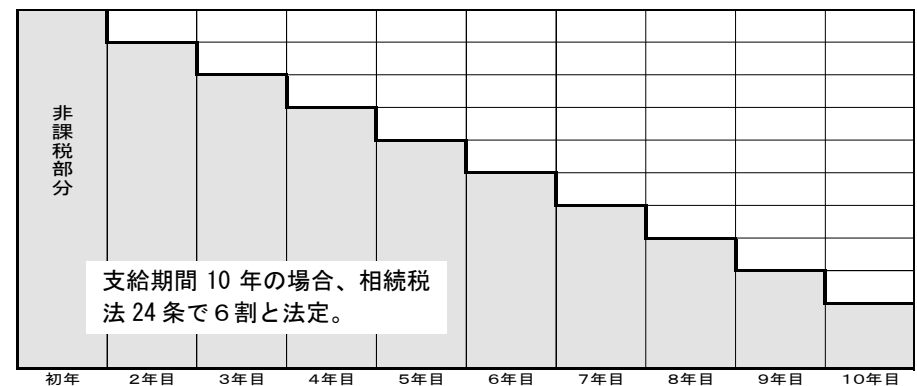
(2) 平成17年分～21年分の所得税課税分について、現行法に基づき、非課税部分に対応する所得税の還付手続を実施中。

- ・ 納税者は、生命保険会社等からの「保険年金」に係る情報等を基に、更正の請求又は還付申告。
- ・ 具体的な年金の種類は、相続等により取得した以下の「保険年金」。
 - ① 年金形式で受給している死亡保険金
 - ② 学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い受給する養育年金
 - ③ 個人年金保険契約に基づく年金

(参考) 所得税の課税部分と非課税部分の振り分け方法

保険年金支給初年は全額非課税、2年目以降、非課税部分が階段状に減少していくという簡易な計算方法により、各年の所得税非課税部分(=相続税課税部分)を算定。

< 保険年金に係る所得税の課税・非課税の区分(階段形状) >



2. 平成16年分以前の「保険年金」に係る所得税の還付について

10月1日 財務省発表(要旨)

(1) 「保険年金」は、老後の生活保障等を目的として、多数の方に最近5年に限らず販売されており、また、年金払いという商品の性格からは、是正に当たり、ある年の「保険年金」の課税だけでなく、各年の分について連続した是正が必要となるという特徴がある。

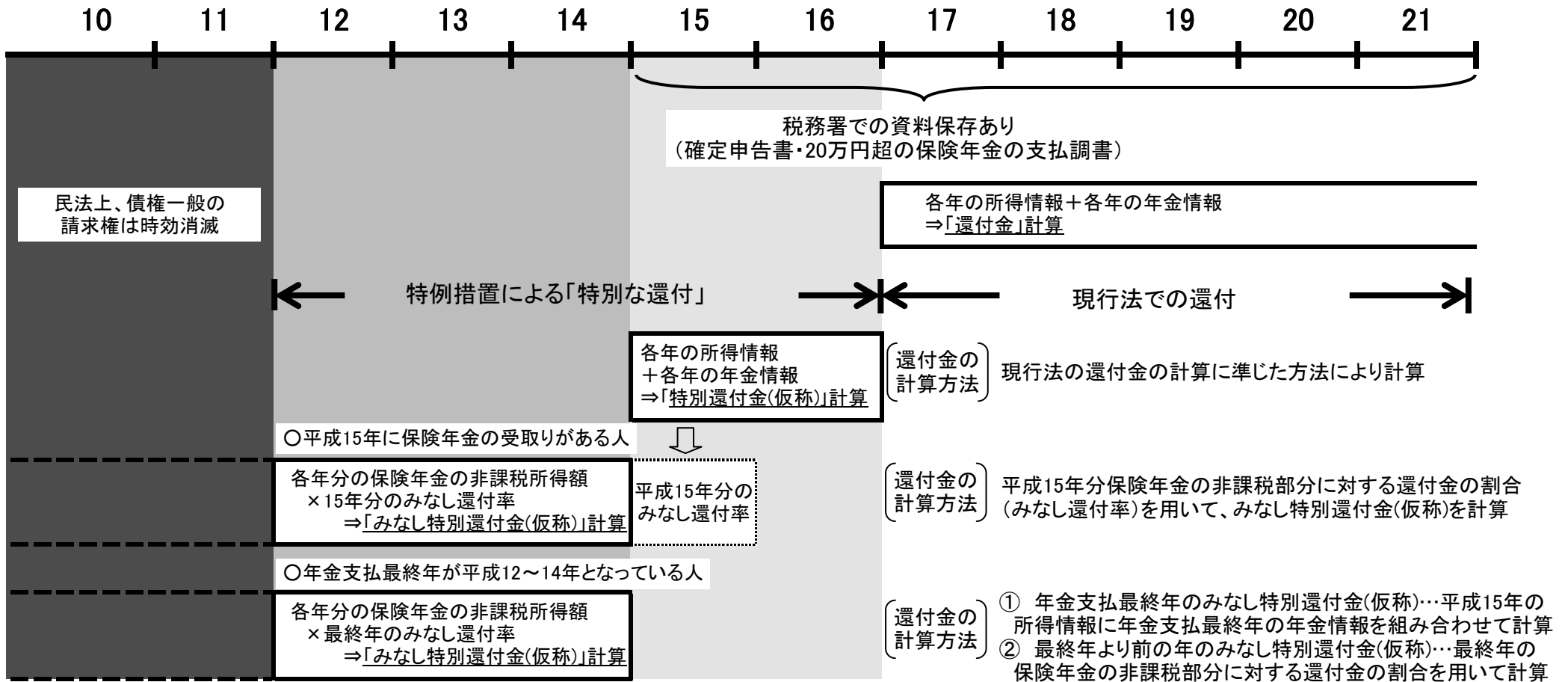
このため、所得税の還付請求権等が消滅している平成16年分以前の納税分についても、可能な限り救済措置を採る。

(2) 過去5年を超えて救済する場合、特別な救済措置をあまり長期間にわたって遡らせるがゆえに、証拠書類の保持・不保持といった事情により、かえって納税者間での不公平が増すようなことも避ける必要。

このため、適正還付の裏付けとなる税務署における確定申告書等の保存期間(7年)や民法の債権の消滅時効の期間(10年)等を踏まえ、10年間遡及し、平成12年分以降16年分以前の「保険年金」に係る所得税について、特別な還付措置を講ずる方向で検討。

「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応について (平成16年分以前の「保険年金」に係る所得税の還付)

- 適正還付の裏付けとなる税務署における確定申告書等の保存期間(7年)や民法の債権の消滅時効の期間(10年)等を踏まえ、10年間遡及し、平成12年分以降16年分以前の「保険年金」に係る所得税について、特別な還付措置を講ずる。
- 「特別な還付」については、税務署において確定申告書等が保存されている平成15・16年分の還付額と、保存されていない平成12～14年分までの還付額は、異なる計算方法をとる。
- 「特別な還付」を請求することができる期間は、納税者の便宜や生命保険会社等の書類保存等の負担を勘案し、法律の施行から1年。



(注1)「各年の所得情報」とは、給与等の保険年金以外の所得金額及び扶養親族等の所得控除に関する情報をいう。これらの年分について過去に申告を行っていない場合、給与の源泉徴収票等により、還付申告に準じた手続が必要となる。

(注2)「各年の年金情報」とは、年金の種類、支払期間、年金支払総額、支払保険料の総額といった年金の契約内容及び支払に関する情報をいう。